2025年3月開始分

YOKOGAWAグループ退職者の皆さまのための

回從認識協同

傷害総合保険 新·団体医療保険

YOKOGAWAグループ 団体割引適用 32.5% 割引

(医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険)



団体割引 25% 優良割引 10%

【ご加入の皆さまへ】

2024年度は過去の損害率による割引が5%から10%へ変更となりました。

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

募集締切のご案内

<u> 一斉募集申込締切日 2025年1月31日(金)</u>

■保険期間 --- 2025年3月1日午後4時から2026年3月1日午後4時まで

■払込方法 -----12回払口座振替(初回引落日:2025年5月27日(火))

お手続き方法

●本契約は自動更新です。

すでにご加入の方につきましては、お申し出がない場合は、前年ご加入の同等内容でご継続 となります。

- ●日常生活補償プラン、交通事故のみ補償プラン、ワイド補償プランにご加入の80歳以上 (保険始期日時点)の方もご継続可能になりました。加入口数が変更になる場合がありますので加入依頼書をご確認ください。
- ●ご住所、加入コース等に変更、脱退の場合は、加入依頼書を横河商事までご提出ください。
- ●保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、 必ずご確認ください。

お問い合わせ先取扱代理店

横河商事株式会社 リスクコンサルティング事業本部

〒141-0031 東京都品川区西五反田3-6-21 住友不動産西五反田ビル2階電話:03-5745-6181(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

E-mail: hoken@ml.jp.yokogawa.com HP: https://hoken-ycl.com/

引受幹事保険会社:損害保険ジャパン株式会社 企業営業第三部第二課

【家族型】ケガの補償 日常生活補償プラン/交通事故のみ補償プラン

申込人(加入者)となれる人

YOKOGAWAグループ退職者

被保険者(補償の対象者)となれる人

YOKOGAWAグループ退職者

(家族型の補償の対象となる方の範囲)

- ① 記名する被保険者ご本人
- 2 1の配偶者
- ③ ①またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子



国内外問わず 補償 日常生活や仕事中、スポーツ・レジャー中など、国内・海外を問わず 様々なケガを補償します。





熱中症時の補償 (熱中症危険補償特約)

日射または熱射による身体 の障害もお支払いの対象と なります。

特定感染症発病時の補償

特定感染症に感染、発病した場合も補償されます。

地震等によるケガ(天災危険補償特約)



補償の対象となる方が地震、 噴火またはそれらによる津波 等によってケガされた場合も 補償されます。

交通事故のみ 補償プラン

国内外問わず 補償 所定の交通乗用具との接触、衝突等の交通事故または 交通乗用具に搭乗中の事故によるケガを補償します。





交通乗用具 との事故に よるケガ

交通事故に あった



交通乗用具とは?

自転車、自動車(スノーモービルを含みます。)、 電車、身体障害者用車いす、 エスカレーター・動く歩道等を指します。

エスカレーター・動く多垣寺を指しより。 ※電動キックボード搭乗中のケガは対象外です。

オプション 個人賠償責任補償

国内外問わず 補償 【日常生活補償プラン】【交通事故のみ補償プラン】 とセットでご加入ください。 国内の事故は 示談交渉 サービス付!



自転車で第三者にケガを 負わせてしまった!



散歩中、飼い犬が 他人に噛みついてケガをさせた



マンションで水道の蛇口を 閉め忘れ、階下のお宅に 損害を与えてしまった!



お店に陳列している商品 を落として壊してしまった!

日常生活補償 プラン

[天災危険補償特約、入院保険金支払限度額日数変更特約(180日)、熱中症危険補償特約セット、 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約セット]

保険金額・保険料(1口あたり)		型名		
			FQ	
加入限度口数 6口 (80歳以上は1口)		本人	配偶者	親族
死亡・後遺障害	ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	150万円	70万円	50万円
入院保険金日額	ケガで入院したとき	1,000円	1,000円	1,000円
通院保険金日額	ケガで通院したとき	800円	600円	600円
手術保険金	ケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術:入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術:入院保険金日額の5倍		
月額保険料			1,100円	

交通事故のみ 補償プラン

[交通傷害危険のみ補償特約、入院保険金支払限度額日数変更特約(180日)セット]

保険金額・保険料(1口あたり)		型名		
		FK		
加入限度口数 6口 (80歳以上は1口)		本人	配偶者	親族
死亡·後遺障害	ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	150万円	100万円	100万円
入院保険金日額	ケガで入院したとき	3,000円	2,000円	2,000円
通院保険金日額	ケガで通院したとき	2,200円	1,000円	1,000円
手術保険金 ケガで手術を受けたとき 入院中に受けた手術:入院保険金日額の 外来で受けた手術:入院保険金日額の				
月額保険料			500円	



	オプション
1	固人賠償責任補償

	NAME OF STATE OF THE PROPERTY			型名	
加入口数 1口のみ 口数選択不可		FB1	FB2	FB3	
	個人賠償責任	国内外で他人にケガを負わせたり、他人の財物を 壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより 電車等を運行不能にさせたことしたこと等により 法律上の損害賠償責任を負われたとき	1億円	2億円	3億円
月額保険料		120円	130円	130円	

[※] 個人賠償責任加入限度額は、個人型・家族型合わせて、3億円が上限となります。

日常生活補償プラン/交通事故のみ補償プラン 【個人型】ケガの補償



申込人(加入者)となれる人

YOKOGAWAグループ退職者

被保険者(補償の対象者)となれる人

- 1. YOKOGAWAグループ退職者
- 2. YOKOGAWAグループ退職者の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹
- 3. YOKOGAWAグループ退職者の同居の親族





日射または熱射による身体 の障害もお支払いの対象と なります。

特定感染症発病時の補償

特定感染症に感染、発病した場合も補償されます。

地震等によるケガ (天災危険補償特約)



補償の対象となる方が地震、 噴火またはそれらによる津波 等によってケガされた場合も 補償されます。

交通事故のみ 補償プラン

国内外問わず 補償

所定の交通乗用具との接触、衝突等の交通事故または 交通乗用具に搭乗中の事故によるケガを補償します。





交通乗用具 との事故に **よるケガ**

交通事故に あった



交通乗用具とは?

自転車、自動車(スノーモービルを含みます。)、 電車、身体障害者用車いす、 エスカレーター・動く歩道等を指します。

※電動キックボード搭乗中のケガは対象外です。

オプション 個人賠償責任補償

国内外問わず 補償

【日常生活補償プラン】【交通事故のみ補償プラン】 とセットでご加入ください。

国内の事故は 示談交渉 サービス付!



自転車で第三者にケガを 負わせてしまった!



散歩中、飼い犬が 他人に噛みついてケガをさせた



マンションで水道の蛇口を 閉め忘れ、階下のお宅に 損害を与えてしまった!



お店に陳列している商品

日常生活補償 プラン

[天災危険補償特約、入院保険金支払限度額日数変更特約(180日)、熱中症危険補償特約セット、 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約セット]

保険金額・保険料(1口あたり)						
加入限度口数 6口 (80歳以上は1口)		型名				
		PQ				
死亡·後遺障害	ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	150万円				
入院保険金日額	ケガで入院したとき	1,000円				
通院保険金日額	ケガで通院したとき	660円				
手術保険金	ケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術:入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術:入院保険金日額の5倍				
	月額保険料	390円				

交通事故のみ 補償プラン

[交通傷害危険のみ補償特約、入院保険金支払限度額日数変更特約(180日)セット]

保険金額・保険料(1口あたり)

加入口数 1口のみ 口数選択不可		型名		
		PT	PU	
死亡·後遺障害	ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	400万円	800万円	
入院保険金日額	ケガで入院したとき	3,000円	6,000円	
通院保険金日額	ケガで通院したとき	2,000円	4,000円	
手術保険金	ケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術:入院保険金日額の10 外来で受けた手術:入院保険金日額の5倍		
	月額保険料	330円	690円	



オプション
個人賠償責任補償

	7 WA 1943 CI 118 184			型名	
加入口数 1口のみ 口数選択不可		PB1	PB2	PB3	
	国内外で他人にケガを負わせたり、他人の財物を 壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより 電車等を運行不能にさせたことしたこと等により 法律上の損害賠償責任を負われたとき		1億円	2億円	3億円
	月額保険料		120円	130円	130円

[※] 個人賠償責任は、記名する被保険者本人以外に本人の家族(配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族、別居の未婚の子)も 被保険者(補償の対象者)となります。

[※] 個人賠償責任の加入限度額は、個人型・家族型合わせて、3億円が上限となります。

申込人(加入者)となれる人

YOKOGAWAグループ退職者

被保険者(補償の対象者)となれる人

- 1. YOKOGAWAグループ退職者
- 2. YOKOGAWAグループ退職者の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹
- 3. YOKOGAWAグループ退職者の同居の親族

基本補償

国内外問わず 補償

日常生活や仕事中、スポーツ・レジャー中など、国内・海外を問わず

様々なケガを補償します。

旅行中 のケガ



自宅での ケガ



熱中症時の補償 (熱中症危険補償特約)

特定感染症発病時の補償

特定感染症に感染、発病した場合も補償されます。

地震等によるケガ (天災危険補償特約)

オプション

国内外問わず 補償

【日常生活補償プラン】【交通事故のみ補償プラン】 とセットでご加入ください。

国内の事故は 示談交渉 サービス付!

個人賠償責任補償



負わせてしまった!



散歩中、飼い犬が 他人に噛みついてケガをさせた



マンションで水道の蛇口を 閉め忘れ、階下のお宅に 損害を与えてしまった!



お店に陳列している商品を 落として壊してしまった!

救援者費用補償



海外旅行先で遭難し 親族が駆け付けた



海で溺れて 捜索してもらった

携行品損害補償



旅行中にカメラを 落として壊した



ゴルフクラブが折れた

コースによってセット内容が異なります。



住宅内生活用動産



火災による家財の損害

ホールインワン・アルハ トロス



ワイド補償 プラン

[天災危険補償特約、熱中症危険補償特約セット、 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約セット]

加入口数1口のみ 口数選択不可

加入口数1口のみ 口数選択不可							
		型 名					
		WA1	WA2	WA3	WA4	WA5	WA6
死亡·後遺障害	ケガで死亡または後遺障害が残った とき	150万円					
入院保険金日額	ケガで入院したとき			1,00	00円		
通院保険金日額	ケガで通院したとき			66	0円		
手術保険金	ケガで手術を受けたとき	7			入院保険金 人院保険金	日額の10倍 日額の5倍	=
介護補償	ケガで所定の要介護状態になった とき	100万円(年額)					
被害事故補償	犯罪被害によるケガで死亡または 所定の重度後遺障害が残ったとき	1,000万円					
携行品損害	外出先で携行品を破損したり、 盗まれたとき		(自己	30万 30五 30五	万円 事故3,000	円)	
個人賠償責任	国内外で他人にケガを負わせたり、 他人の財物を壊したり、誤って線路に 立ち入ったことなどにより電車等を運 行不能にさせたことしたこと等により 法律上の損害賠償責任を負われたと き			1億	計円		
救援者費用	ハイキング中に遭難し捜索救助の 費用や交通費を負担したときなど			500	万円		
住宅内 生活用動産	家財が火災・水災等で破損したとき	(自	500 己負担額1		0円)	-	-
ホールインワン ・ アルハ"トロス	ホールインワン・アルバトロスを達成したとき (祝賀会等の費用)	-	50万円	-	507	万円	-
借家人賠償	借用戸室に損害を与え、貸主に対し 法律上の賠償責任を負ったとき	-	-	2,00	0万円	-	-
修理費用	借用戸室の修理費用を家主との契 約に基づき負担したとき	- 300万円(自己負担 - 額1事故3,000円)					-
月額保険料 1,620円 2,110円 2,070円 2,560円 1,220円 73					730円		

[※] 個人賠償責任は、記名する被保険者本人以外に本人の家族(配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族、別居の未婚の子)も 被保険者(補償の対象者)となります。

[※] 個人賠償責任の加入限度額は、個人型・家族型合わせて、3億円が上限となります。

【個人型】病気入院補償プラン

申込人(加入者)となれる人

YOKOGAWAグループ退職者

被保険者(補償の対象者)となれる人

(新規加入は満69歳、継続は満79歳まで)

- 1. YOKOGAWAグループ退職者
- 2. YOKOGAWAグループ退職者の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹
- 3. YOKOGAWAグループ退職者の同居の親族

病気入院 補償プラン

[精神障害担保特約(疾病用)セット]

加入口数1口のみ 口数選択不可

型名		ADX1	ADX2	ADX3
وخور منور	病気治療のために入院したとき	1日につき	1日につき	1日につき
疾病入院 (1回の入院で180日まで 通算1,000日まで補償)		5,000円	5,000円	5,000円
疾病退院後 病気で継続して4日を超えた入院後に通院したとき 通院保険金 (30日限度)	1日につき	1日につき	1日につき	
	1,000円	1,000円	1,000円	
入院一時金	病気で継続して180日を超えて入院したとき	_	10万円	10万円
退院一時金	病気で継続して20日を超えて入院し、無事に退院したとき	_	10万円	10万円
疾病葬祭費用	保険期間中に疾病を被り、かつ死亡され、ご親族が葬祭 費用を負担したとき	_	_	100万円
疾病手術保険金	病気で手術を受けたとき(一部の軽微な手術は対象外)	入院中の手術は、入院保険金日額の10倍 外来の手術は、入院保険金日額の5倍		

オプション

※病気入院補償プランにご加入の方のみのオプションです。



先進医療費用

加入口数1口のみ 口数選択不可

	型名	100
先進医療等費用	病気・ケガにより 国内で先進医療や臓器移植術を受けたとき	500万円

※ 先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)

認知症サポートプラン

加入口数1口のみ 口数選択不可

	型名	N1	N2	N3
認知症サポート プラン	被保険者が認知症と診断確定されたとき	100万円	200万円	300万円

12回払保険料 【2025年3月1日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の本人満年齢】

病気入院補償プラン

•					
ン	型 名	ADX1	ADX2	ADX3	
	~24歳	300円	480円	490円	
	25~29歳	400円	490円	510円	
	30~34歳	480円	590円	630円	
	35~39歳	510円	650円	710円	
満	40~44歳	560円	710円	820円	
海舞	45~49歳	700円	860円	1,050円	
	50~54歳	890円	1,090円	1,410円	
	55~59歳	1,290円	1,570円	2,070円	
	60~64歳	1,740円	2,100円	2,900円	
	65~69歳	2,620円	3,080円	4,400円	

オプション



先進医療費用

型名	100
全年齢共通	40円

- (※1) 保険料は、保険始期日(中途加入日) 時点の満年齢によります。
- (※2) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- (※3) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- (※4)新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。
- (※5)団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください
- (※6) 本保険は介護医療保険料控除の対象になります。ただし、疾病葬祭費用補償特約保険料を除きます。(2024年11月現在)

告知の大切さについてのご説明

- 〇告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。 ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 〇告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

12回払保険料 【2025年3月1日 (中途加入の場合は、中途加入日) 時点の本人満年齢】

認知症サポートプラン

[認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)]

	型 名	N1	N2	N3
	~ 24歳	380円	760円	1,140円
	25 ~ 29歳	380円	760円	1,140円
	30 ~ 34歳	380円	760円	1,140円
	35 ~ 39歳	380円	760円	1,140円
満	40 ~ 44歳	380円	760円	1,140円
海年齢	45 ~ 49歳	380円	760円	1,140円
	50 ~ 54歳	380円	760円	1,140円
	55 ~ 59歳	560円	1,110円	1,660円
	60 ~ 64歳	770円	1,530円	2,290円
	65 ~ 69歳	1,240円	2,470円	3,700円



INDESTRICT SOMPO 笑顔倶楽部 のご案内

以下の保険の被保険者さま(加入者さま)、対象者さまとそのご家族の方がご利用いただけます。

• 親孝行一時金支払特約、認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)のいずれかがセットされた 団体総合保険(新・団体医療保険)

「SOMPO笑顔倶楽部」は、認知症早期発見のための 認知機能チェックや認知機能低下の予防サービスを中心に、 介護関連サービスの情報までも網羅したプラットフォームです。 認知症の予防から介護までをサポートいたします。

SOMPO笑顔倶楽部

A 検索

https://www.sompo-egaoclub.com/



- (注1) 本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。
- (注2) お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
- (注3) 本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。
- (注4) 本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。 サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。
- (注5) 写真、イラストはイメージです。実際に提供されるサービスとは異なる場合があります。
- (注6) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。 ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。 【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。 また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み:

【傷害総合保険】この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。 【新・団体医療保険】この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約等をセットしたものです。 横河電機株式会社

■保険契約者

■保険期間 ■申込締切日 2025年3月1日午後4時から1年間となります。 2025年1月31日 (金)

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 ●加入対象者: YOKOGAWAグループ退職者の皆さま 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●被保険者

<家族型>被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象と

※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものを

いいます。 <個人型> 被保険者本人のみが保険の対象となります。

く回入宝ン 被保険日本人のみが保険の対象となります。 【新・団体医療保険】 新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。 2025年5月より口座振替となります。(12回払) 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の横河商事・リスクコンサルティング事業本部までご送付ください。 ●お手続方法

ご加入対象者		お手続方法
新規 川 人 石(八) 客 る ま		「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、 ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼 書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場 合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を 変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」をご提出いただきます。 ※告知書は保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を 含みます。加入依頼書の修正方法等は横河商事・リスクコンサルティング事業本部までお問い合わせください。 (注)日常生活補償プラン・ワイド補償プランの場合、ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種

級別は、職種級別表をご確認ください。

●中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日 過ぎの受付分は翌々月1日)から2026年3月1日午後4時までとなります。
 ●中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の横河商事・リスクコンサルティング事業本部までご連絡ください。
 ●団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
 ■満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(傷害総合保険)補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合

<日常生活補償プラン·ワイド補償プラン>

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。 (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食 中毒は含みません。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。特定感染症危険 「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象 となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- ■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が 直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- ■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- ■「外来」とは、ケガの原因が被保险者の身体の外からの作用によることをいいます

	■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。 					
保险	食金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合			
傷害 (国内外補償)	死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。				
		死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額				
	後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)				
	入院 保険金 (日常生活 補償プラン)	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日(※)を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 または麻薬等により正常な運転ができない おそれがある状態での運転			
	入院 保険金 (ワイド 補償プラン)	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)	④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を 除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 (天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、			
	手術 保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) 〈入院中に受けた手術の場合〉 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)	腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの (⑪ピッケル等の登山用具を使用する山岳登 はん、ロックライミング(フリークライミング を含みます。)、登る壁の高さが5mを超える ボルダリング、航空機操縦(職務として操縦 する場合を除きます。)、ハンググライダー搭 乗等の危険な運動を行っている間の事故 (⑪自動車、販動機付自転車等による競技、 競きのよう。)の間の事故 (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしく は宗教・思想的な主義・主張を有もる団 体・個人またはこれと連帯するものがそ			
		創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。	の主義・主張に関して行う暴力的行為を いいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、 神経学的検査、臨床検査、画像検査等 により認められる異常所見をいいます。 以下同様とします。			
	通院 保険金	ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、				
		サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であって も、重複して通院保険金をお支払いしません。				

【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】 特定感染症(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2024年11月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

(傷害総合保険)補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

<交通事故のみ補償プラン>

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(※)をされた場合等 に、保険金をお支払いします。

- (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性 食中毒は含みません。
- (注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- ●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
 - ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中(※)の事故

②父週来出共に指来中(水)の事成 ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故 ④交通乗用具の火災 (※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保防	食金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	
	後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	
		後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%~100%)	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転
	入院	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日(※)を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	または麻薬等により正常な運転ができない おそれがある状態での運転
	保険金	入院保険金の額=入院保険金日額 × 入院日数(180(※)日限度)	④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産_
		(※)入院保険金支払限度日数変更特約(180日)をセットしています.	⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を
傷害 (国内外補償)	手術 保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) 〈入院中に受けた手術の場合〉 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍)〈外来で受けた手術の場合〉 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 (天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、 腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間 の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する 航空機以外の航空機を被保険者が操縦 または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の 航空機に搭乗している間の事故
	通院 保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	航空機に台乗している間の事故 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

12

<オプション>

<オプション>				
保険	金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害 (国内外補償)	介護保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害(※)が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。 「介護保険金の額=介護保険金年額 ×要介護期間(年)(事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間) (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。	① 故意または東非行為書たは闘争行為 ② 無資格原薬等により正常な過失 ② 自資格原薬等により正常な過失 ③ 無資は原来、酒気を帯びた運転ができないおそれがある状態での運転またはが変重を ④ 脳疾患、疾病または心神疾患のできないまたはがある状態での運転を 「の世の性ので、異動(テロ行為、(※1)を のかり、す。)、核燃料物質等による津波 (所受神・外のようによる津波 (所受神・外のようによる津波 (所定の性ので、のでは、大きない場合)(の要痛をはいいのでは、大りのでは、からのないもので、のでは、大りでは、大りのでは、大りでは、大りのは、大りのでは、いりのでは、大りのでは、大りの	
被害事故(国内外補償)	被害事故 補償 (注)	被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害(※)が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 など (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。	① 故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族	
賠償責任	個人責国補(注)	日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 ② 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ② 被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③ 日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合 ④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。ア・本人イ・本人の配偶者ウ・本人またはその配偶者の同居の親族エ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子オ・本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。カ・イ・からエ・までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者に入って責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督者務者に入って責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者に入って責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者に入って責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者に入って責任無能力者の場合、利力を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。	① 故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④ 被保険者の職務の遂行に直接起因する損害 賠償責任 ⑤ 被保険者よびその被保険者と同居する親 族民に記る損害が所有、使用またはついて、その財物について正当意任 ⑥ 受託理する財物の損壊について、その財物について正当皆賃任 ⑥ 被保険者が所有、使用またはついて、主の負担する損害賠償責任 ⑥ 被保険者に起因する損害賠償責任 ⑥ 被保険者または起因する損害所動使用 第一次による損害に起因する損害に動機付また。 ② 輸送の事に起因して正起因して正起因して近責任を負担することによって被った損害	

(傷害総合保険)補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保隆	食金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任	個人賠償 責内外 補償) (注) (続き)	〈前ページより続きます。〉 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品・山岳登はん、ロッククライミングで含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具・データやプログラム等の無体物・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物・不動産 (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。	<前ページより続きます。> ((※1)次のア・からエ・までのいずれかに該当するものを除きます。 ア・主たる原動力が人力であるものイ・ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートウ・身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、開動機をおよび遠隔操作型小型車(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。。 (※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。
	借家人 賠償 (国内のみ 補償) (注)	日本国内において被保険者(※)が借用・使用する借用戸室を火災・破裂・爆発により損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。(※)被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。(※)被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。(一借用戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎります。)。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎります。	① 故意 ②心神喪失による損害 ③借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事 による損害 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除 きます。)、核燃料物質等による損害 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する 特別の約定がある場合においてその約定に よって加重された損害賠償責任 ⑦借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された 借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など
物の損害の補償	携行品 損害(国内外 補注)	偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に 算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2)次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカスーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■角野金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品	① 故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転また は麻薬等により正常な運転ができないおそれ がある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ①楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断また は打楽器の打皮の破損 ②楽器の音色または音質の変化 など (※)保険の対象を置いた状態でその事実また は置いた場所を忘れることをいいます。

(Q)	(金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
物の損害の補償	生(生)の性質を関する。	(1) 損害保険金 日本国内に所在する被保険者(※1)の居住の用に供される加入依頼書等記載の建物(※ 2)に収容されている被保険者が所有する生活用動産(※3)について、日本国内に訪ける 傷然な事故によって生た損害に対して、再調達価額(※4)を基準に算出した損害額から 貴金額(回の事故につき3000円)を差し引いた金額をお支払います。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用助産の保険金額を限度とします。 (※1)この特別における破保険者は次のとおりです。 イ・本人の配偶者の同居の親族 ユ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子 なお、被保険者本人またはその配偶者との機柄および同居または別居の別は、損害の 原因となっま事故発生時に対け信ものでいます。 (注)加入依頼書等記載の建物(※2)に収容されている生活用動産が対象になりますので、 名れ以外の理事社生、就定(単す)を得るの建物に収容されてもる生活用動産が対象になりますので、 (注)加入依頼書等記載の建物(※2)に収容されている生活用動産が対象になりますので、 (注)加入依頼書等記載の建物(※2)に収容されている生活用動産が対象になりますが、 (※2)「建物」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅建物をいいます。よ地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをしい、門、塀・垣、タ シク・サイロ、井戸・場下・外打設権の屋上の場では、その他の生活に通常必 要な助産といい、物理・外打設権の区との地では、大きの連りになりません。 (※3)「生活用動産とは、生活の用に供する家具、什器、衣服、その他の生活に通常必 要な助産といい、物理・外打とは、屋根のはのは国産物に収容されるモネ用動産ならびに 数地内に所在する宅配物、自動車および原動機付自転車を含みます。 (※4)「再調金額銀とは、指書が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用 金は、修理費を基準に指書額を実出します。 (注)1生活用の通貨等、預貯金配書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生 した場合、合計して50万円を損害額の関度とします。 (注)2 貴金属等の場合は時価額とし、1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属 等の場合は30万円を損害額の限度とします。 (注)2)貴金属等の場合は時価額とし、1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属 等の場合は30万円を損害を対した。 (2)費用保険金 (1)の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって損害保険金の10%に相当する額を限度とします。 (2)費用保険金 (1)の損害保険金をお支払いずる場合において、その事故による損害が生 した場合はなり対策の対象と収入を収入を表した場合において保険の対象として報び世帯(※1)の数に1積音を験をの10%に相当する額を限度とします。 第2次代表によるに損害が生じた地および時において保険の対象と同ののはに対する額を限度として接入を収入する場合において保険の対象と収入を収入を収入を表してで、対路を のの残存物助に対けまたは、第2を関すに対しませた。 (※2)「再調金額額には、第2を収入を収入を収入を設定する額をお支払いします。 (※2)「再調金額額には、1位の事故につりの事故による損害が生じた世帯を のの残存物助にづけを発力を のの場では、1位の事故による損害が生じた地帯を のの残存が助に対する場があるが指すを ののの場では、1位の事故による損害が生じた地帯を ののの場では、1位の事なによる損害が生じた世帯を のの場では、1位の事なによる損害が生じた世帯を のの場では、1位の事なによる損害が生じた世帯を のの場では、1位の事なによる損害が生じた世帯を のの場では、1位の事なによる (※2)「再調を配置による、1位の事なによる、1位の事なによる損害を ののの場では、1位の事なによる、1位の事なによる はまたれためによる はまたれためになるになるのでは、1位の事なによる はまたれためによる はまたれためによる はないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	(一) 放意または重大な過失 (②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの (③地震、噴火またはこれらによる津波 (④欠版 (⑤自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 (⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 (⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 (⑥置き忘れ(※)または紛失 (⑤楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 (⑥楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の音色または音質の変化 (①保険の対象である生活用動産が加入依頼書等記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。 (②運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 など (※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
費用の補償	修理費用 (国内のみ 補償) (注)	以下①から⑧までのいずれかに該当する事故により、借用住宅(日本国内において被保険者が借用または使用する建物または住戸室をいいます。)に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主(転貸人を含みます。)との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、修理費用(借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。)に対して、修理費用の額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします(1回の事故につき修理費用の保険金額を限度とします。)。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対して、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。	①故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者または借用住宅の貸主が所有しま たは運転する車両の衝突・接触 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を 除きます。)等 ④地震、噴火またはこれらによる津波 など
	<u>l</u>		

保	険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償	修理費用 (国内のみ 補償) (注)	く前ページより続きます。> ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられその他これらに類する物の落下もしくは飛来、台風、暴風雨、水災(豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。)による損害を除きます。 ⑤給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢(いつ)水による水濡れ ⑥騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑦風災、雹(ひょう)災または雪災。ただし、借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部が風災、雹(ひょう)災または雪災によって直接破損したために生じた損害にかぎります。 ⑧盗難(強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。)	<前ページより続きます。>
	教費国 (国補注) (国本)	保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用(※)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合。③住宅(※2)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 (※1)次のア.からオ.までの費用がお支払いの対象となります。ア.捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 イ.交通費 救援者(※3)の現地(※4)までの航空機等の1往復分の運賃(救援者2名分を限度とします。)。ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊料(救援者2名分、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)。エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が規定した受けた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。オ. 諸雑費 救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。)。(※2)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。) (※3)「救援者」とは、被保険者の財素、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。	①故意または重大な過失 ②自殺行為。犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケックララとの高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないものなど
	ホールン アル・トロールン・トーターが 国補(注) ス み ()	日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。)②祝賀会費用(※3)③ゴルフ場に対する記念植樹費用④同伴キャディに対する祝儀・⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。) (※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 (注1)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。	 ①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス

(傷害総合保険)補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償	ホールイン ワ・・トロス アルバサ用の人 (国補(注) (続き)		<前ページより続きます。>

- (注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。 (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
【交通乗用具】	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による 治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療 器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【被害事故】	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

く疾病入院補償プラン> 被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	疾病入院 保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額=疾病入院保険金日額 × 入院した日数	
疾病	疾保病険	以下の(1) または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1) 保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 〈入院中に受けた手術の場合〉疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×10(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×5(倍) (※1) 以下の手術は対象となりません。 劇傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、技簡手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (2) 骨髄幹細胞採取手術(※1) (※2) を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1) と同様の保険期間中に確認検査(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1) と同様の保険額を病毒手術保険金としてお支払いします。 (※1) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。また、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 (※3) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。を明けた場合で、それらの手術を受けた場合を対します。 (※1) 一連の手術に強いとでのみお支払いします。 (※1) 一連の手術と関いします。を対けた場合で、それらの手術を受けたいます。また、同一手術期間後追後と回し上で使められている手術をいいます。また、同一手術期間経過後を回します。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術を受けた場合は、直のも同を含めて60日間を新たな同一手術期間接過後後側に平違の手術を受けた日日目についてのみお支払いします。 (3) 医科整理を開始を開始を発を回り上ですめられている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転に よる事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、等※2)の支払いの対象とならうち症の 除ききす。 ⑥傷等:出産2)の支払いの対象とならうち症の 除きます。 ⑥の治付」等で医性の他、薬物体の場合をいます。 ⑥アルコール体・関して医師が明見(※3)の (※1)「テロ行為」とは、政治・主張の結合に不要する。 (※1)「テロ行為」とは、政治・主張をもの行為に、政治・思ははことでの はに、数・主張に関して「療養をもの行為に、なられた「療養者費」、「不会のとは、ないと、ないに、原療養費」、「不会のとは、ないに、原療養費」、「不会のとは、ないに、原療養費」、「不会に関して、ないに、原療養費」、「不会に対して、不会のと、大会のと、大会のと、大会を、大会の、大会の、大会の、大会の、大会の、大会の、大会の、大会の、大会の、大会の
	疾病退院後 通院保険金	保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき30日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。	
	疾病入院	疾病退院後通院保険金の額=疾病退院後通院保険金日額 × 通院した日数 保険期間中に疾病を被り、継続して180日を超えて入院した場合、疾病入院一時金保	
	一時金	険金額をお支払いします(1回の入院について1回かぎりとなります。)。 	
	疾病退院 一時金	の日を含めて1,000日以内に生存している状態で退院した場合、疾病退院一時金保険金額をお支払いします(1回の入院について1回かぎりとなります。)。 の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額	

- (注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。 ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

(新・団体医療保険)補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類 保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病	疾病葬祭費用 保険金 (※)	保険期間中に疾病を被りかつ死亡され、被保険者の親族の方が葬祭 費用を負担された場合、疾病葬祭費用保険金額を限度として、その負 担した費用をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争。外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転または酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 (治療を信息をいる、質が、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
その他の特約	先進医療等 費用保険金 (※)	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(**1)を受けたことにより負担した先進医療(**2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (**1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (**2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)	① 故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 (天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、金 登 の高さが 5 mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングラライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など

- (注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
- ただし、人院の原因となった疾病を被った時から起昇して1年を栓適した後に人院を開始した場合を除 ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額
- (※)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。(※2)
- (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象 外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。 (注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。

補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約において も原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

19

疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
A群	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、	
胃・腸の疾病	腸閉塞、大腸炎	など
B群	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	
肝臓・胆のう・すい臓の疾病		など
C群	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	
腎臓・泌尿器の疾病		など
D群	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、	
気管支・肺の疾病	気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸	など
E群	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房	
脳血管・循環器関係の疾病	細動など、人エペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	など
F群	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症	
腰・脊椎の疾病		など
H群	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	
眼の疾病		など
I群	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血	
ご婦人の疾病		など

- ・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。 ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。 なお、保険期間の中途での削除はできません。
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義	
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。	
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。	
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療 器具等の受領等のためのものは含みません。	
通院責任期間	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。	
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院 は除きます。	
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。	
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)	
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。	
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による 治療をいいます。	
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

<u>1. クーリングオフ</u>

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- ●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、 他の保険契約等に関する事項を含みます。
 - * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない ことがあります。
 - 〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。 【傷害総合保険】

- ★被保険者ご本人の職業または職務(【家族型】日常生活補償プランの場合)
- ★他の保険契約等(※)の加入状況
- * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実とことなることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない ことがあります。 ●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法
- より被保険者の同意の確認手続きが必要です。

【新·団体医療保険】

- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
- ★他の保険契約等(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じで
- ある他の保険契約または共済契約をいいます。 * ロ頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。 * 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実とことなることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない とがあります。
- * 損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- からその日を含めて1年を経過していても、ごた場合は、ご契約が解除になることがあります 「加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生してい

(※)保険金額の増額<u>(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)</u>等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

- ●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
 ●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャバンが契約した場合

- ・こ 契約者、依保険者または保険金を受け取るへき方の詐欺または強迫によって損保シャハンが契約した場合 など
 ●告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
 ●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
 ●継続加入の場合において、保険金額の増額<u>(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)</u>等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 ●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。
 ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をおす払います。
- をお支払いします。 (注)特別な条件付き(特定疾病等対象外特約セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期 間補償対象外となります。
- (※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係 がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【傷害総合保険】

- ●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または 被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- ■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- ■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているとき であっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、カ士その他これらと同程度またはそれ以上の 危険を有する職業

- ●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更と なる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
- ●被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店 または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ▶保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじ めご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認め られた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして 保険金をお支払いします。

【新·団体医療保険】

- ●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店 または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。 あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する と認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がかっ たものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

中途加入の場合は毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- ●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場 合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。 また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる 「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。 なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

※借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン にご相談いた だきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

		-
	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等から の原因調査報告書 など
(-4)	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
4	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
5	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
6	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、 承諾書 など
7	 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求 できることがあります。
 - ●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事 項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認 を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - ●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象 となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【新·団体医療保険】

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1.000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間) に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被 保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込 分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき 、契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることが あります

- この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます
- (1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が
- (2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^(注)までが補償されます
- (注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

9. 個人情報の取扱いについて

〇保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提 供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、 保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範 囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入 いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。 お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。 なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 口補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- □保険金額
- □保険期間
- □保険料、保険料払込方法
- □満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- 口被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ロパンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 口以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約 からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険 金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

□「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の 以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額 となります。

【傷害総合保険にご加入になる方のみご確認ください】

口職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり

保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業者、自動車 運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者

- オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競 争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
- ※2 プロボクサー、プロレスラー、カ士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【傷害総合保険 家族型にご加入になる方のみご確認ください】

口被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

口特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、 「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店 横河商事株式会社 リスクコンサルティング事業本部 https://hoken-ycl.com/

〒141-0031 東京都品川区西五反田3-6-21 住友不動産西五反田ビル2階

TEL: 03-5745-6181 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

損害保険ジャパン株式会社 企業営業第三部第二課 ●引受保険会社

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL: 050-3808-5977 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結して います。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 0570-022808 < 通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。 【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

- ●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。 したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。 必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、 公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

23 SJ24-12280(2024/12/19)